（各学校１部配布　要保存）

２０１９年度

ＰＴＡ活動保険のしおり

契　約　団　体　宮崎県ＰＴＡ連合会

引受保険会社　ＡＩＧ損害保険株式会社

担当保険代理店　有限会社 安心プラザ（事故受付票の郵送先）

目　　次

宮崎県ＰＴＡ活動保険の運用基準…… 1

後遺障害の程度による支払比率基準…… 5

事故発生時の手続き・手順…… 8

ＰＴＡ活動保険Ｑ＆Ａ…… 9

傷害事故受付票（様式１）……１３

傷害事故受付票　記入例（様式１）……１４

賠償責任事故受付票（様式２）……１５

賠償責任事故受付票　記入例（様式２）……１６

事業計画書（様式３）……１７

在籍確認兼事故証明書……１８

宮崎県ＰＴＡ活動保険の運用基準

１．ＰＴＡ活動保険の目的

⑴　ＰＴＡが主催・若しくは参加する行事にあって、ＰＴＡ会員（児童・生徒・会員の同居の親族を含む）賛助会員および事前登録ボランティアが活動中不幸にして、不慮の事故に起因する傷害があった場合と、主催者として第三者に対して法律上の賠償責任を負担する必要が生じた場合に、傷害保険金や賠償金等の給付処置を受けるために保険会社と団体契約を結び、本県ＰＴＡの円滑な運営を図ります。以下の文章は引受保険会社の約款を元に、ＰＴＡ会員・単位ＰＴＡ向けの説明資料として作成しました。（児童生徒については、日本スポーツ振興センターの適用外事例に適用する。）

①傷害保険

・主催者の管理下における活動中の傷害。

・行事参加のための自宅と行事開催場所との通常経路において被った傷害。

（注）傷害保険の適用地域は、日本国内に限られる。

（注）適用傷害は急激かつ偶然の外来事故による傷害として、麻薬・精神的衝動による身体障害は含まれない。

②賠償責任保険　主催ＰＴＡの管理責任に起因する事故。

加入団体が主催又は参加する行事中の事故により、第三者の財物または人身に損害を与え、加入団体が法律上の損害賠償責任を負担する場合に支払われる。

⑵　県Ｐ連に加入している単位ＰＴＡが５月１日現在の小中学校別ＰＴＡ会員世帯数・賛助会員数・事前登録ボランティア数をもって団体として加入するものである。（個人加入はできない。）

⑶　ＰＴＡ活動保険掛金は県ＰＴＡ会費より支払われる。

２．給付対象となる活動内容

⑴　県Ｐ連・市郡町村Ｐ連・単位ＰＴＡが主催し、予め計画された事業における活動中の災害であること。予め計画された事業というのは、ＰＴＡの計画として事前に企画され、会長の責任の下に機関決定されたものでなければならない。

具体的活動例

①諸会合

・総会、役員会、理事会、運営委員会、専門委員会等の諸会合

②研修行事

・研修会、授業参観（運動会を含む）、母親学級、父親学級、両親学級、学級・学年集会、地区集会、家庭教育学級（ＰＴＡとの共催に限る）への参加。

③作業

・バザー、廃品回収、販売活動、校内清掃、植樹、学校林下伐い、除草作業、栽培、自転車点検、水難防止訓練、交通安全パトロール、補導パトロール、交通安全指導、その他これらに類する作業。

④スポーツ行事

・プール開放時の水泳、球技大会、マラソン大会、相撲大会、運動会、ハイキング、キャンプ

⑴ 以上、多種多様な行事を包括しますが、これはあくまでもＰＴＡ機関が主催又は共催する行事に限定されるもので、ＰＴＡ機関が関係しないママさんバレーや子ども会の行事、町内会が行う廃品回収などは対象とならない。

⑵ 他の機関又は・団体との共催事業による災害であること。

共催というのは、主催者と平等の立場で企画から終了までを責任をもって実施するものであって、主催者が複数になったと見ればよい。

⑶ 参加する行事の災害であること。

参加する行事というのは、県・市・町・村教育委員会等などから、県・郡・市・町・村・ＰＴＡ又は単位ＰＴＡに参加依頼があり、会長の代理として特に委嘱した業務（行事）へ参加した場合の災害であること。

⑷ 臨時・追加の行事については、その都度、必ず事前に計画書を作成すること。

３．事故の認定

⑴ 傷害保険

加入ＰＴＡ会長（主催者）が次の２点を認定した場合に給付される。

・対象行事参加中の事故であること。

・医師の治療を要すること。

⑵ 賠償保険

加入ＰＴＡ会長（主催者）が当該事故により損害賠償請求を受けた場合、保険会社と協議して保険会社が認定を行う。

４．保険金が支払われない主な場合

⑴ 傷害保険金

・故意に起こした事故

・自殺・犯罪行為

・地震・噴火・津波による事故

・専門用具を使用しての山岳登山、スキューバダイビング、ハンググライダー等特に危険なスポーツを行っている間の事故

・日本スポーツ振興センターによる給付対象となる児童生徒の事故　など

⑵ 賠償保険金

・故意に起こした事故

・自動車・車両（原動力が専ら人力であるものを除きます）の所有・使用・管理に起因する事故　など

5．傷害保険の内容

ＰＴＡ活動保険に加入した単位ＰＴＡまたはＰＴＡ連合会が主催・共催する行動・活動に参加中（自宅と行事会場との通常の往復途上を含みます）ＰＴＡ会員（児童・生徒・会員の同居の親族を含む）および賛助会員、事前登録ボランティアが傷害を被った場合、その程度により保険金が給付されます。

お支払いする保険金		保険金額
保険金の種類	次の保険金について、ご契約の保険金額をお支払いします。いずれも事故の日から180日の間が対象です。	
死亡保険金	亡くなった場合に、お支払いします。 （後遺障害保険金をお支払いした場合、その額を差し引いてお支払いします。）	742.5 万円
後遺障害保険金	身体に障害が残った場合に、お支払いします。 （失明、指の切断など）	29.7 万円～ 742.5 万円
入院保険金 （日額）	入院した場合に、入院1日目から日額をお支払いします。 （1事故につき180日限度）	3,000 円
手術保険金	所定の手術を受けた場合に、手術時の入院の有無に応じた額をお支払いします。（1事故につき1回）	入　院　中：30,000 円 入院中以外：15,000 円
通院保険金 （日額）	通院した場合に、通院1日目から日額をお支払いします。 （1事故につき90日限度）	2,000 円
※熱中症危険補償特約あり（熱射病・日射病）		

支払いの例

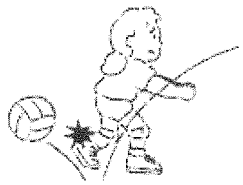 ●PTA主催の親子レクリエーションでアキレス腱を切断した	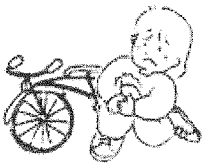 ●PTA主催の会場に行く途中、自転車で転んでけがをした	 ●PTA主催の臨海学校に参加中、海でおぼれ死亡した
 ●PTA主催の視察・研修の途中、乗っていた車でPTA会員がけがをした	 ●奉仕作業中草刈機で飛んだ石が当たりケガをした	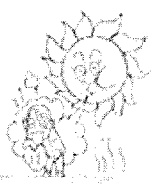 ●PTA主催のレクリエーションで熱中症になった

6．賠償保険の内容

ＰＴＡ活動においてその運営に不備があり第三者〔ＰＴＡ会員（児童・生徒・会員の同居の親族）・賛助会員および事前登録ボランティアを含む〕の身体・財物に損害を与えたことによりＰＴＡ活動の監督・引率者が法律上の賠償責任を負った場合に賠償保険金が支払われます。

保険の種類		保険金額	
施設賠償責任	PTA活動の遂行（施設の所有・使用管理を含む）に起因して生じた偶然の事故により、第三者の身体・財物に損害を与えたことによる法律上の賠償責任をてん補する。	対人	1名につき　1億円限度 1事故につき　3億円限度
		対物	1事故につき　500万円限度
保管物賠償責任	被保険者（行事管理者）が第三者から借用したスポーツ用具等の財物を被保険者が破損・損失し、または盗取されたことによる貸主に対する法律上の賠償責任をてん補する。	対物	1事故につき　10万円限度 保険期間通算　500万円限度
生産物賠償責任	提供飲食物により食中毒事故を起こした場合の法律上の賠償責任をてん補する。 被保険者が料理した飲食物も含む	対人	1名につき　1億円限度 1事故につき　3億円限度 保険期間通算　3億円限度

※施設・生産物賠償責任保険については、1事故につき1,000円の、保管物賠償責任保険については、1事故につき5,000円の自己負担額があります。

※賠償責任保険において、「第三者」にはPTA会員（児童・生徒・会員の同居の親族を含む）・賛助会員および事前登録ボランティアを含みます。

支払いの例

●PTA主催の花火大会で花火が爆発して見物人がけがをした

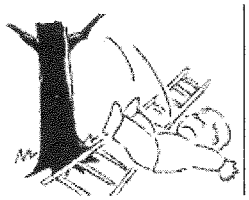

●PTA主催の作業で運営に不備があり死亡した

●PTA主催の美術鑑賞で、引率者の管理不行届で、児童が美術品をこわした

後遺障害の程度による支払比率基準（ＡＩＧ保険会社約款より）

等級	後遺障害	保険金支払割合
第１級	（１）両眼が失明したもの （２）咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの （３）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの （４）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの （５）両上肢をひじ関節以上で失ったもの （６）両上肢の用を全廃したもの （７）両下肢をひざ関節以上で失ったもの （８）両下肢の用を全廃したもの	100％
第２級	（１）１眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの （２）両眼の矯正視力が0.02以下になったもの （３）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの （４）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの （５）両上肢を手関節以上で失ったもの （６）両下肢を足関節以上で失ったもの	89％
第３級	（１）１眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの （２）咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの （３）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの （４）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの （５）両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78％
第４級	（１）両眼の矯正視力が0.06以下になったもの （２）咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの （３）両耳の聴力を全く失ったもの （４）１上肢をひじ関節以上で失ったもの （５）１下肢をひざ関節以上で失ったもの （６）両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） （７）両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69％
第５級	（１）１眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの （２）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの （３）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの （４）１上肢を手関節以上で失ったもの （５）１下肢を足関節以上で失ったもの （６）１上肢の用を全廃したもの （７）１下肢の用を全廃したもの （８）両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59％
第６級	（１）両眼の矯正視力が0.1以下になったもの （２）咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの （３）両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの （４）１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （５）脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの （６）１上肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの （７）１下肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの （８）１手の５の手指または母指を含み４の手指を失ったもの	50％
	（１）１眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの （２）両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （３）１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が１m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	

第７級	（４）神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの （５）胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの （６）１手の母指を含み３の手指または母指以外の４の手指を失ったもの （７）１手の５の手指または母指を含み４の手指の用を廃したもの （８）１足をリスフラン関節以上で失ったもの （９）１上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの （10）１下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの （11）両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第１の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第１の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） （12）外貌に著しい醜状を残すもの （13）両側の睾丸を失ったもの	42％
第８級	（１）１眼が失明し、または１眼の矯正視力が0.02以下になったもの （２）脊柱に運動障害を残すもの （３）１手の母指を含み２の手指または母指以外の３の手指を失ったもの （４）１手の母指を含み３の手指または母指以外の４の手指の用を廃したもの （５）１下肢を５cm以上短縮したもの （６）１上肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの （７）１下肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの （８）１上肢に偽関節を残すもの （９）１下肢に偽関節を残すもの （10）１足の足指の全部を失ったもの	34％
第９級	（１）両眼の矯正視力が0.6以下になったもの （２）１眼の矯正視力が0.06以下になったもの （３）両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの （４）両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの （５）鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの （６）咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの （７）両耳の聴力が１m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （８）１耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が１m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの （９）１耳の聴力を全く失ったもの （10）神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの （11）胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの （12）１手の母指または母指以外の２の手指を失ったもの （13）１手の母指を含み２の手指または母指以外の３の手指の用を廃したもの （14）１足の第１の足指を含み２以上の足指を失ったもの （15）１足の足指の全部の用を廃したもの （16）外貌に相当程度の醜状を残すもの （17）生殖器に著しい障害を残すもの	26％
第10級	（１）１眼の矯正視力が0.1以下になったもの （２）正面視で複視を残すもの （３）咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの （４）14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの （５）両耳の聴力が１m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの （６）１耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの （７）１手の母指または母指以外の２の手指の用を廃したもの （８）１下肢を３cm以上短縮したもの （９）１足の第１の足指または他の４の足指を失ったもの （10）１上肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの （11）１下肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの	20％

第 11 級	（１）両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの （２）両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの （３）１眼のまぶたに著しい欠損を残すもの （４）10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの （５）両耳の聴力が１ｍ以上の距離では小声を解することができない程度になったもの （６）１耳の聴力が 40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （７）脊柱に変形を残すもの （８）１手の示指、中指または環指を失ったもの （９）１足の第１の足指を含み２以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15 %
第 12 級	（１）１眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの （２）１眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの （３）７歯以上に対し歯科補綴を加えたもの （４）１耳の耳殻の大部分を欠損したもの （５）鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの （６）１上肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの （７）１下肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの （８）長管骨に変形を残すもの （９）１手の小指を失ったもの (10) １手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) １足の第２の足指を失ったもの、第２の足指を含み２の足指を失ったものまたは第３の足指以下の３の足指を失ったもの (12) １足の第１の足指または他の４の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10 %
第 13 級	（１）１眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの （２）１眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの （３）正面視以外で複視を残すもの （４）両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの （５）５歯以上に対し歯科補綴を加えたもの （６）胸腹部臓器の機能に障害を残すもの （７）１手の小指の用を廃したもの （８）１手の母指の指骨の一部を失ったもの （９）１下肢を１cm以上短縮したもの (10) １足の第３の足指以下の１または２の足指を失ったもの (11) １足の第２の足指の用を廃したもの、第２の足指を含み２の足指の用を廃したものまたは第３の足指以下の３の足指の用を廃したもの	7 %
第 14 級	（１）１眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの （２）３歯以上に対し歯科補綴を加えたもの （３）１耳の聴力が１ｍ以上の距離では小声を解することができない程度になったもの （４）上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの （５）下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの （６）１手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの （７）１手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの （８）１足の第３の足指以下の１または２の足指の用を廃したもの （９）局部に神経症状を残すもの	4 %

（医師の診断書により保険会社が認定いたします。）

事故発生時の手続き・手順

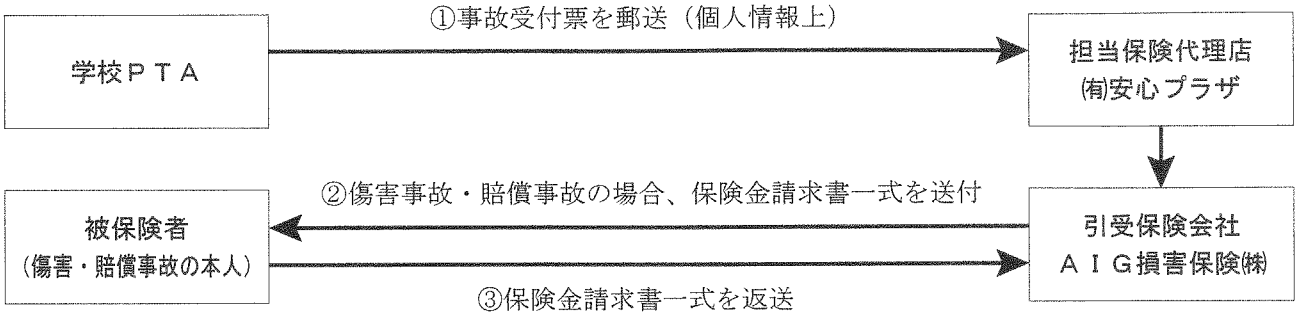

○学校ＰＴＡは、事故受付票により担当保険代理店：有限会社安心プラザ（以下安心プラザという）へ30日以内に報告してください。

〔傷害事故〕…様式１

①学校ＰＴＡは事故が発生したら、「ＰＴＡ活動保険のしおり」13 ページの「傷害事故受付票」をコピーして必要事項を記入し、事故状況を**郵送にて安心プラザに提出**してください。
なお、原本のコピーを保管してください。

②被保険者に保険金請求書等を直接送付します。

③被保険者は、傷害が治癒しましたら、同封の返信用封筒により、**ＡＩＧ損害保険株式会社へ請求書一式を返送**してください。その際、**ＰＴＡ会長様の在籍確認兼事故証明書（記入例 18 ページ）を必ず同封してください。**

必要書類が届きましたら、保険金が保険会社より直接被保険者に支払われます。

〔賠償事故〕…様式２

○第三者にご迷惑をおかけした事故の場合は、相手との交渉等もありますので、早めに 15 ページの「賠償責任事故受付票」を**郵送にて安心プラザに提出**してください。対応について、安心プラザより相談させていただきます。

■契約団体　宮崎県ＰＴＡ連合会
〒880-0803　宮崎市旭１-３-10（婦人会館２Ｆ）
ＴＥＬ(0985) 22-3081　ＦＡＸ(0985) 20-9443

■引受保険会社　ＡＩＧ損害保険株式会社
〒880-0806　宮崎市広島１-18-７　大同生命宮崎ビル７Ｆ
ＴＥＬ(0985) 24-3412　ＦＡＸ(0985) 28-0892

<事故受付票の郵送先>
■担当保険代理店　有限会社安心プラザ
〒880-0013　宮崎市松橋１-６-12
ＴＥＬ(0985) 29-1135　ＦＡＸ(0985) 29-1137

ＰＴＡ活動保険 Ｑ＆Ａ

問１

ＰＴＡ活動保険のしくみは、どうなっていますか。

県ＰＴＡ連合会は、団体保険として保険会社と契約を結び、事故のかかわる一切の処理は保険会社の責任において行われ、補償されます。

問２

ＰＴＡ活動保険への先生の加入は、どのようになりますか。

ＰＴＡは、父母と教職員の会ですから、先生方にも当然加入していただきます。

給付の対象となる活動内容については、学校行事かＰＴＡ行事かで、判断に苦しむ場合があるかと思いますが、要は、ＰＴＡとして依頼した業務であるかどうかで決定されるべきでしょう。

問３

傷害保険金の給付がうけられる人について説明してください。

ＰＴＡ会員（児童・生徒・会員の同居の親族を含む）賛助会員および事前登録ボランティアの方が給付を受けられます。

日本スポーツ振興センターによる給付対象となる児童生徒の事故は除く。

問４

この制度の対象になるＰＴＡ活動とは、具体的には、どのようなものを言いますか。

この制度におけるＰＴＡ活動とは

① ＰＴＡ会則や総会、運営委員会等正式な手続きを経て決定された行事で、ＰＴＡの管理下で発生した事故（責任者がＰＴＡ会長であること）通常の往復途上の事故も含みます。

② 具体的には、次のような行事が対象になると思われます。

ＰＴＡ総会、ＰＴＡ役員会、交通安全指導、校外補導、校庭・プール開放事業、運動会、レクリエーション行事、文化祭、授業参観、地区ＰＴＡ、学級ＰＴＡ等です。

児童生徒のクラブ活動や部活動等は適用外です。また体験学習にあたる学校行事は除外されます。さらに、日本スポーツ振興センターの適用を受けるものも除きます。

問５

保険金が給付されないケースについて説明してください。

① 会員として登録がされず、５月末日を過ぎても、会費が納入されていない場合。

② ＰＴＡ関係行事とは認められない場合。

③ 自分の無免許、飲酒、酔っぱらいなどに起因する事故。

④ 地震、噴火、津波などの天変地変による事故。

⑤ 自殺行為、けんかなどによる事故。

⑥ 法定伝染病などによるもの。

⑦ むちうち、腰痛等で他覚症状のないもの。

⑧ 故意による事故。

問６

ＰＴＡ主催でない行事にも、ＰＴＡとして参加する場合が多いが、給付の対象となりますか。

他の機関や、団体の行事に参加して、給付の対象になる場合を考えてみましょう。

① 市町村や教育委員会等から、ＰＴＡ会長、または、ＰＴＡから代表３名出席してほしい等の要請を受ける場合がよくあります。

これは、ＰＴＡ行事でなくても「ＰＴＡを代表しての参加」になりますから、当然該当します。

② ＰＴＡ会長という役職があるために、他の機関や団体の役職を受け持たされる場合がよくあります。例えば、「青少年健全育成会理事」など、この場合も、ＰＴＡを代表して参加しているので、該当します。

問７

「予め、計画された事業」とは、どのようなことですか。

すべての事業は、事前に計画されていることが原則です。ＰＴＡ活動も拡大解釈すると無限にひろがるおそれもあります。事故が起こってから「あれはＰＴＡ活動中に起こったことにしておこう」などという人情論は、厳に慎むべきことです。これを防ぐためにも、事前に計画されていたという証拠の文書が必要となります。

従って、「予め、計画された事業」とは、つぎのようなものが考えられます。

① ＰＴＡ活動の年間行事や、各専門事業計画等に記載されている事業。

② ＰＴＡ会長名による出席依頼書、日程表等のある事業。

③ ＰＴＡ会長が、委嘱または承認した事業。

④ 他から依頼され、ＰＴＡとして実施し、または参加したことが明らかな事業。

従って、面倒でも電話連絡だけでなく、必ず案内状等は文書にして出し、控えも確実に整理しておいて下さい。（これはＰＴＡ事務の基本でもあります。）

問８

傷害保険では往復途上の事故も対象になっているとのことですが、途中で買物をしても対象になりますか。

この制度の対象になるのは、ＰＴＡ活動の会場と自宅との間の「通常の経路」のみです。

「通常の経路」とは集合、解散場所とそのＰＴＡ会員の住所との間を直行する場合に限ります。従って、質問のように他の場所へ立寄る場合は通常の経路とはいえませんので、対象になりません。

問９

学校行事とＰＴＡ行事の関係について説明してください。

学校行事とＰＴＡ行事は違います。給付の対象は、ＰＴＡ活動中ですから、学校行事における災害は、対象になりません。

しかし、学校行事でも、子どもの健全育成のために、ＰＴＡも積極的に参加することをきめた運動会、学芸会、授業参観、教育懇談会などに参加した時の事故は、当然対象になります。この場合もなるべく共催にして、学校長とＰＴＡ会長の連名で案内状を出すなどの処置をとっておきたいものです。

問10

「傷害」とはどのようなものを言いますか。

① 傷害とは、けががもとで、平常生活又は業務に従事することにいちじるしい支障がある場合のけがをいいます。

② 「けが」をともなわない死亡も、急激、偶然、外来の事故に起因するものであれば対象になります。

たとえば、「高所からの墜落による即死」「水を飲み呼吸不能に陥って死亡する溺死」「煙、ガス等によって空気が遮断されて死亡する窒息死」などは対象になります。

③ 平成20年度より、ＰＴＡ行事等の管理下に日射・熱射による傷害を被った場合も対象となりました。

問11

同じ人が１年間に２度もけがをした場合、後のけがの給付は受けられますか。

同じ期間中であっても、治療後に別の事故でけがをした場合には、それぞれ給付を受けることができます。

問12

学年レクリエーション・学級レクリエーションに兄弟を連れていって、けがをした時は対象になりますか。

単位ＰＴＡの活動として認められており、同居の親族であれば認められます。

問13

ＰＴＡ活動中に、父母会員が、児童・生徒に誤ってけがをさせた場合は、対象になりますか。

対象になります。

ＰＴＡ活動の遂行に起因して生じた偶然の事故により、第三者の身体・財物に損害を与えたことによる法律上の賠償責任は、本保険の給付対象です。

但し、被保険者の同居の親族は給付対象になりません。

ここで言う「第三者」には、父母（保護者）を含みます。

勿論、見学に来た祖父母、兄弟、近所の人たちなどにけがをさせた場合も、給付対象となります。

ただし、被害者（けがをした人など）が、加害者の同居の親族の場合は、対象になりません。（被保険者の同居の親族に対する賠償責任は、免責となります。）

従って、例えば、父母（保護者）会員が、自分の子どもや見学にきた同居の祖父母にけがをさせた場合は、対象外となります。

問14

ＰＴＡ主催の勉強会やスポーツ大会で、借りてきたスポーツ用具を破損させたり、紛失した場合などは対象になりますか。

対象になります。

ＰＴＡ行事管理者が他人から借用したスポーツ用具等の財物を、ＰＴＡ会員または児童・生徒が破損、紛失、盗取等されたことによる貸主に対する法律上の賠償責任は、本保険の対象です。但し、10万円限度。自己負担額5,000円。

問15

運動会やバザー等の施設の取付けや除去の時に、取付・除去方法が悪いために近くの設備を壊したり、入場者をけがさせた場合は、対象になりますか。

対象になります。

賠償責任には、ＰＴＡ活動にかかわる施設の所有・使用・管理に起因するものを含みます。

問16

行事に参加中またはその途上における自動車事故によって他人をけがさせた場合は、対象になりますか。

対人・対物事故は自動車保険の対象ですので、本賠償保険の対象とはなりません。

「ＰＴＡ」の管理下において「ＰＴＡ」行事に参加している間に被った傷害について

＜原則的な判断例＞

例①　体育館でＰＴＡ行事としてのミニバレー中に、応援にきていたＰＴＡ会員の同居の親族が、体育館内で遊んでいてけがをした。

→状況から、体育館内が「ＰＴＡ」の管理下であり、応援にきていた＝ＰＴＡ行事に参加中の事故として対象。

例②　体育館でＰＴＡ行事としてのミニバレー中に、応援にきていたＰＴＡ会員の同居の親族が、校庭にいって遊んでいる最中にけがをした。

→基本的に、校庭は「ＰＴＡ」の管理下になく、行事参加中ともみなせないので対象外。

例③　校庭でＰＴＡ行事中に、応援にきていたＰＴＡ会員の同居の親族が、校庭の遊具で遊んでいてけがをした。

→校庭の範囲や遊具の設置場所等の状況もありますので、実際の状況をご確認いただき、ＰＴＡの管理下（行事参加中）にあったかどうかで判断します。
⑴「組織としてのＰＴＡ」の管理下（行事参加中）の事故であれば対象。
⑵「組織としてのＰＴＡ」の管理下ではなく、行事参加中ともみなせない事故であれば対象外。

例④　校庭でのＰＴＡ行事中に、勝手に体育館で遊んでいてけがをした。

→体育館は行事に関係なく、勝手に体育館で遊んでいたので、「組織としてのＰＴＡ」の管理下でなく、行事参加中ともみなせないので対象外。

例⑤　校庭でのＰＴＡ行事中に、昼ご飯に体育館を開放した。その昼ご飯中に、体育館で遊んでいてけがをした。

→状況から、体育館内が「ＰＴＡ」の管理下であり、応援にきていた＝ＰＴＡ行事に参加中の事故として対象。

様式１

傷害事故受付票

受付日：　　年　　月　　日

※事故後すみやかに郵送にて安心プラザに提出してください。　　（コピーしてご使用ください。）

報告者	市　　学校 様	担当事務者	様
学校所在地	〒 TEL（　　）　　－		

契約	契約者： 宮崎県PTA連合会	代理店 安心プラザ	
	住所：　〒880－0803 宮崎市旭１丁目３番１０号　婦人会館２F ☎0985－22－3081	証券番号／保険期間 19 S 2454319	
	（フリガナ） 受傷者		
	受傷者住所　〒		
	□男　□女 生年月日	年齢　　歳	日中連絡先
受傷日時	年　　月　　日　AM PM　　時　　分頃		
事故状況・場所	事故状況 場所		

傷害　※お分かりの範囲でご記入ください。

※傷病・治療の内容	傷害：創傷　挫傷　骨折　脱臼　捻挫　腱断裂　やけど　熱傷　腰痛　その他		部位
	医療機関名	☎	☎
	医師・科目	医師　　科目	医師　　科目
	入院（見込）日数	～	～
	通院（見込）日数	～	～
	手術の内容	実施日：　年　月　日　内容：	
	後遺障害（見込）	（無）（有）（　　）	

様式１

傷害事故受付票

受付日：20ＸＸ年　Ｘ 月　Ｘ 日

※事故後すみやかに郵送にて安心プラザに提出してください。　（コピーしてご使用ください。）

報告者	宮崎 市　松山小 学校 教頭 宮崎太郎　様	担当事務者	PTA事務 花山華子　様
学校所在地	〒880-0803　宮崎市松山5-1-1 TEL（ 0985 ）　23 － 2151		

契約	契約者： 宮崎県PTA連合会	代理店 安心プラザ	
	住所：〒880－0803 宮崎市旭１丁目３番１０号　婦人会館2F ☎0985－22－3081	証券番号／保険期間 19 S 2454319	
	（フリガナ）エイアイ　タロウ 受傷者　永愛 太郎		
	受傷者住所　〒880-0013 宮崎市松橋町〇〇		
	㋮男　口女 生年月日 s.55.〇.〇	年齢 38 歳	日中連絡先 090-〇〇〇-〇〇〇〇
受傷日時	20ＸＸ 年　Ｘ 月　Ｘ 日　(AM) PM　10 時　30 分頃		
事故状況・場所	事故状況 PTA主催のミニバレーボール大会で、試合中にジャンプした際に左足に激痛が走り立てなくなった。病院に行った結果アキレス腱断裂と診断された。 場所 松山小学校体育館		

傷害　※お分かりの範囲でご記入ください。

※傷病・治療の内容	傷害：創傷 挫傷 骨折 脱臼 捻挫 (腱断裂) やけど 熱傷 腰痛 その他	部位	左アキレス腱断裂
	医療機関名	日向整形外科 ☎	☎
	医師・科目	医師　科目	医師　科目
	入院（見込）日数	6/20 ～ 7/1	～
	通院（見込）日数	7/2 ～ 8/20	～
	手術の内容	実施日：　年　月　日　内容：	
	後遺障害（見込）	(無) (有)（　）	

様式２

賠償事故受付票

受付日：　　年　　月　　日

※事故後すみやかに郵送にて安心プラザに提出してください。　　（コピーしてご使用ください。）

報告者	市　　学校 様	担当事務者	様
学校所在地	〒 TEL（　　）　　－		

契約	契約者： 宮崎県PTA連合会		代理店 安心プラザ
	被保険者名：		証券番号／保険期間
	被保険者住所：　〒		日中連絡先
他契約	有・無 不　明	会社名 保険金額	特約種類
事故日時	年　　月　　日　　AM PM		時　　分頃
事故場所	都道府県　　市区郡　　町村		
事故状況			

被害内容	被害物	被害者	損害見込額	被害者連絡先住所・TEL	負傷・損害部位程度

様式２

賠償事故受付票

受付日：20ＸＸ年　Ｘ 月　Ｘ日

※事故後すみやかに郵送にて安心プラザに提出してください。　（コピーしてご使用ください。）

報告者	宮崎 市　松山小 学校 教頭 宮崎太郎　様	担当事務者	PTA事務 花山華子　様
学校所在地	〒880-0803　宮崎市松山5-1-1 TEL（ 0985 ）　23 － ○○○○		

契約	契約者： 宮崎県PTA連合会	代理店 安心プラザ
	被保険者名： 松山小学校 PTA	証券番号／保険期間
	被保険者住所：〒880-0803 宮崎市松山 5-1-1	日中連絡先 0985-23-○○○○

他契約	有・(無) 不　明	会社名　特約種類 保険金額
事故日時	20ＸＸ 年　Ｘ 月　Ｘ 日　AM (PM)　2 時　10 分頃	
事故場所	宮崎 都道府(県)　宮崎 (市)区郡　町村　松山小学校グラウンド	
事故状況	松山小学校のPTAレクリエーションで、ソフトボール大会を行った。 PTA役員の△△さんの打ったボールが近隣の○○家のガラスにあたり、 ガラスを破損した。	

被害内容	被害物	被害者	損害見込額	被害者連絡先住所・TEL	負傷・損害部位程度
	ガラス	○○○○	7,000	宮崎市○○町○○	なし

様式３

事　業　計　画　書

学校ＰＴＡ名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会　長　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

学校長名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

月	日	行事名	主催者名	開催地	参加者の範囲・人数	備考

※事業計画書は、重大事故の場合その他必要に応じて県ＰＴＡ連合会、引受保険会社が求める場合に提出してください。

※単位ＰＴＡ事務局備えつけの事業計画書様式もご利用できます。

記入例 実際にご記入いただく用紙は、被保険者に直接送付される保険金請求書等に同封いたします。

在籍確認 兼 事故証明書

AIG損害保険株式会社　宛

ご記入日　20XX　年　X　月　X　日

1. 被保険者のお名前　△△　△△　　学年　　クラス

2. 事故が発生した日　20XX 年　X 月　X 日

3. 事故の状況　ソフトバレーボール大会の試合中
右足首を捻挫した。　場所: ○○小学校体育館

証明書

●1～4に該当するものいずれかにご記入ください。

1 学校生徒の場合

上記の被保険者は、当校に在籍する生徒であり、上記事故が

<チェック欄>
- □(1) 学校活動中
- □(2) 学校活動のための自宅との往復途上
- □(3) 上記(1)(2)以外の時〔　　〕

<チェック欄>
- □ に発生したことを証明します。
- □ に発生したことの報告を受けました。

学校名	学校長	印

2 PTA行事参加者の場合

上記の被保険者は

<チェック欄>
- □(1) 当校に在籍する生徒
- ☑(2) 当PTA会員(教職員・保護者)
- □(3) 当PTA会員の同居の親族
- □(4) 当PTAが事前に参加を認めた者

であり、上記事故が

<チェック欄>
- ☑(1) 下記PTA行事参加中
- □(2) 下記PTA行事に参加するための自宅との往復途上
- □(3) 上記(1)(2)以外の時〔　　〕

<チェック欄>
- ☑ に発生したことを証明します。
- □ に発生したことの報告を受けました。

行事名　PTAソフトバレーボール大会	PTA会長	○○小学校 PTA 会長 □□□□	印
学校名　○○小学校			

3 その他の行事または団体活動参加者の場合

上記の被保険者が、上記事故状況のとおり

<チェック欄>
- □(1) 行事または団体活動へ参加中
- □(2) 行事または団体活動へ参加するための自宅との往復途上

<チェック欄>
- □ に発生したことを証明します。
- □ に発生したことの報告を受けました。

参加行事名または 団体活動名	主催者／ 団体名	印
参加行事内容または 団体活動内容		

4 施設入場者の場合

上記の被保険者が、上記事故のとおり

<チェック欄>
- □(1) 下記施設内
- □(2) 下記施設と自宅との往復途上

<チェック欄>
- □ において発生したことを証明します。
- □ において発生したことの報告を受けました。

施設名	管理者	印

代理店受付日　年　月　日

保険会社受付日

4S1-181　M04Y18